

沖縄版「ヘイトスピーチ規制条例」制定の賛成討論

沖縄県議会議員 喜友名 智子（立憲おきなわ）

2023年3月末、沖縄県議会で「沖縄県差別のない社会づくり条例」案が可決されました。私は県議会本会議・文教厚生委員会で毎回、ヘイトスピーチ規制条例の必要性を質疑してきてきました。与野党で本条例への賛否が分かれる中、本会議での討論は賛成が与党1（喜友名）と中立1、反対は野党3名で行われました。

私が行いました賛成討論を、寄稿いたします。

条例案上程までの経緯

今回、賛成・反対と討論が続いていますが、全ての人の人権を尊重することに反対する議員はこの議場にはおられないはずで、大きく賛否が分かれている点は「罰則規定」と「沖縄ヘイト」の部分です。討論をこの2点に触れながら、賛成の立場から、この条例案の意義を申し上げます。

この条例の議論が始まったのは、那覇市内を中心に、県内で行われていた街頭でのヘイトスピーチの監視を続けていた県民、市民団体の活動からでした。早く気づいた方だと、2014年頃から目にしていたことをお聞きしています。

私が那覇市内でのヘイトスピーチに気づいたのも、ちょうど同じ頃でした。那覇市役所前で、政治体制が異なる国の人々、日本政府と異なる政治姿勢を持つ国の人々を、揶揄し、罵倒し、貶める街頭活動。また、国際通りなどで行われる琉球沖縄の伝統行事を再現するイベントのその横で、過去に琉球国が特定の国と交流していたことが属国的だと批判し、その名残がある文化イベントを「粉碎」するのだという街頭活動も実際にありました。

政治的な批判は大いにやればよろしいと思います。しかし、このように、琉球・沖縄の過去の歴史や文化まで否定し、破壊し、なかったこと

にしようとする言動がさらにエスカレートしたら今後どうなっていくのか。危機感が増すばかりです。

ヘイト行為は許されないものであり、この条例を成立させることで、県・県議会がそのメッセージを発することは非常に大きな意味があります。

ヘイトスピーチ規制については、国会で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が平成28年6月3日に施行されました。

本条例案は、この解消法を基本としながら、これまで「沖縄県にない」と人権分野の専門家から指摘されていた「総合的な人権基本条例」に「ヘイトスピーチ規制」を含めた内容です。

男女共同参画社会法やヘイトスピーチ解消法なども、「抽象的で不十分な内容だ」と指摘されながらも、方向性がないよりましで、差別をなくす取り組みに活用されてきました。

沖縄県には「総合的な人権行政がないに等しい」との指摘もあるなか、この条例が沖縄での人権行政の出発点としての意義があることを、改めて訴えます。



罰則規定

今回の条例では第 11 条で、差別言動と認められるものについては、この条例により設置される審議会の意見を聞いた上で、「国の行政機関に通知」「氏名また名称を適切な方法で公表する」としています。

川崎市条例では本邦外出身者に対する差別的言動に対し、罰則・罰金を科す、全国で初めての規定があります。国の法律が規制の最低基準を定めたものであることは明らかで、県がそれに地域の実情に応じて「罰則を上乗せ」することは可能です。

県条例では、罰金などの罰則規定がなく、差別・憎悪扇動を行った者に対し「意見を述べる機会を与える」としており、憲法上の「表現の自由」を担保したものとなっています。

個人への中傷侮蔑については、刑事罰がすでにあります。特定の集団に対するヘイト行為については、この条例が成立することで、この分野の知見を持つ専門家も含めて、審議会で実体のある調査の取り組みによる歯止めが期待されますし、差別・憎悪の扇動に罰則を科す議論が、一步進むことになります。

沖縄でヘイト行為を黙認したら、何が起きることが懸念されるのか。

ここで一つの事件をご紹介します。

2021 年に起きた京都府のウトロ地区放火事件です。犯人は在日コリアンが多く暮らすこの地区の倉庫に火をつけ、7 棟が全半焼、地区の歴史を伝える資料 50 点も燃えてなくなりました。この事件の裁判は昨年 8 月末に、被告に対して執行猶予なしの実刑判決がありました。

報道によるとこの事件の被告は、ウトロ地区を知ってたった 5 日後に放火しました。インターネットで調べただけ。裁判中は放火した自らの行為を「後悔があるかと問われると正直ありません」「ニュースサイトのコメント欄を意識していた」と述べ

たそうです。今は心境の変化があるような報道もありますが、定かではありません。

今の日本は、ヘイトスピーチ規制にとどまらず、それがヘイトクライム＝憎悪犯罪につながった実例も出てしまっていることを忘れてはなりません。

「沖縄ヘイト」

次に、「沖縄ヘイト」の問題です。「県民」の定義を含め、私は本会議質問でも委員会での質問でも、いわゆる「沖縄ヘイト」も盛り込むべきだと指摘をしてきました。

条例案の前文では「特定の個人または不特定多数に向けて行われる特定の人種、国籍、出身などの本人の意思では変えることが難しい属性を理由とする不当な差別的言動、性的指向や性自認の多様性についての理解が十分ではないことに起因する偏見や不当な差別」について述べられています。

この中には、差別を受ける例示列举に、「民族」を入れておらず、盛り込むべきです。県は「例示であり、全ての差別が対象」と答弁しています。しかし、人種差別撤廃条約や国の決議、全国で制定されたほとんどの条例で「民族」が「例示列举」されていることを踏まえると、県条例に記載がないことは残念であるといわざるを得ません。

これは県民の議論が分かれていることへの県の配慮、政治判断と言えるでしょう。

日本という国家の中で、“ウチナンチュ”あるいは“沖縄の人々”“沖縄にルーツを持つ人々”が辿ってきた歴史を振り返ると、踏み込みが足りないと考えます。

日本国民であり、かつ、ウチナンチュという集団である、ということは両立できますし、むしろ明言・明記しない理由はありません。

今後、設置される審議会でもしっかりと向き合うべきテーマです。

条例施行後、3 年間の取り組み

さて、条例案・第14条では「沖縄県差別のない社会づくり審議会」を設置し、調査審議・知事への答申・建議をすることができます。ここでの議論を、ヘイトスピーチ規制のため、専門家の知見を活かしながら、県民参加のボトムアップの議論の場にすることを期待します。

先にも述べた通り、ヘイトスピーチ規制が県議会で議論されるようになったきっかけは、この実態を憂慮し、監視・記録活動を始めた県民の動きでした。審議会での情報収集を担うに適切な個人・団体がすでにあることは、沖縄県の強みの一つでありましょう。

また、東京弁護士会が全国の自治体に提言しているヘイトスピーチ規制条例案は、「包括」かつ「罰則」もある内容です。繰り返しになりますが、国の法律は規制の最低基準を定めたものです。地方自治体がそれに「罰則」を上乗せしたり、本邦外出身者—沖縄県の場合は「沖縄にルーツを持つ人々」も対象とするよう条例に追記することは、憲法の範囲内で十分にできることで

す。

しかしながら、本条例案へ様々な指摘を行った上でなお、今回の条例案が出てこなければ、このような議論も喚起されないままだったのではないのでしょうか。

本条例案を出発点として、今後、条例の解釈指針や審議会を中心とする運用の充実強化、差別の実態調査実施などを積み重ね、3年後の改正を目指すことが、目の前で行われているヘイトスピーチ、憎悪の扇動に歯止めをかけることになります。

以上、「沖縄県 差別のない社会づくり条例」案への賛成討論といたします。

1人でも多くの議員のみなさまが、この条例案に賛成してくださるよう、心よりお願いを申し上げます。ありがとうございます。

(下はこの条例制定を受けてヘイトスピーチを止めるよう街頭で条例の周知を訴える市民運動の皆さん、You Tube OTV 沖縄テレビの動画より 2023年4月5日 編集部)

